

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として次のとおり指定しました。

平成二十八年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

薬局

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------|--------------|------------|
| 檀原調剤薬局市役所前店 | 檀原市八木町一―七―三六 | 平成二十八年一月一日 |
| かるがも薬局桜井店 | 桜井市大字阿部三五六一 | 平成二十八年一月一日 |